

最高裁秘書第932号

令和3年3月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年3月23日に答申（令和2年度（最情）答申第58号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第25号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年12月15日（令和2年度（最情）諮詢第25号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第58号）

件名：定年年齢が63歳である職員が分かる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件（文書の特定）

答申書

第1 委員会の結論

「裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員のうち、定年が年齢63歳である職員が何であるかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年10月19日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則（以下「定年規則」という。）2条2項に基づき、最高裁判所が別に定める年齢を記載した文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員の定年年齢は、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法、裁判所職員に関する臨時措置規則（以下「臨時措置規則」という。）において準用する人事院規則11—8（職員の定年）及び定年規則において定められているが、法令は、取扱要綱記第1の司法行政

文書には該当しないので、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 なお、申出人は、定年規則2条2項に基づき、最高裁判所が別に定年年齢を定めた文書が存在する旨主張するが、同条1項2号の規定により定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員として最高裁判所が別に定めた職員はいないため、同条2項の規定により最高裁判所が定年年齢を別に定めた文書は作成していない（令和元年度（最情）答申第38号参照）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員の定年年齢については、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法81条の2第2項、臨時措置規則において準用する人事院規則11—8（職員の定年）及び定年規則において定められている。このことからすれば、本件開示申出文書に該当する文書として、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法、臨時措置規則において準用する人事院規則11—8（職員の定年）及び定年規則が考えられるから、最高裁判所事務総長が、これらの法令及び最高裁判所規則を対象文書として特定した判断は合理的である。

そして、法令及び最高裁判所規則は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集等により容易に入手可能であることから、取扱要綱記第1にいう司法行政文書には該当しないというべきである（平成28年度（最情）答申

第39号、平成30年度（情）答申第6号等参照）。

したがって、本件開示申出文書は、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

2 苦情申出人は、定年規則2条2項に基づき、最高裁判所が別に定める年齢を記載した文書が存在するといえる旨主張する。

しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、定年規則2条1項2号の規定により定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員として最高裁判所が別に定めた職員はいないため、同条2項の規定により最高裁判所が定年年齢を別に定めた文書は作成していないことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない（令和元年度（最情）答申第38号参照）。

そのほか、最高裁判所において、上記1の法令及び最高裁判所規則以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、上記1の法令及び最高裁判所規則以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は法令及び最高裁判所規則であって、司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められ、最高裁判所において、この法令及び最高裁判所規則以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委員長戸雅子